

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : パナソニックEWエンジニアリング株式会社
業者の住所 : (法人番号3120001089786)
大阪府大阪市中央区城見2-1-61
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年9月1日 から 令和7年9月30日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長から監督処分(指示処分)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内